

預金口座振替規定

1. 貴金庫に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を指定預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴金庫に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納企業から請求がない等相当の事由がある時は、特に申出をしない限り、貴金庫はこの契約が終了したものとして取扱って差し支えありません。
4. この預金口座振替について、仮に紛議が生じても貴金庫の責めによる場合を除き、貴金庫には迷惑をかけません。